

一般社団法人はにわの森 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人はにわの森と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県真庭市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、体験プログラム及び教材の継承や開発と提供を通し、生涯学習社会の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 体験キャンプなどの企画を通じた体験プログラムの継承や開発
- (2) 体験プログラムや教材の提供
- (3) 提供を通じた共育環境の魅力化と最適化
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、別に定める会費を納め、総会において理事の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 当法人は、会員が退会、または資格を喪失しても、既納の会費は返還し

ない。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年2月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(権能)

第11条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する事項

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 正会員は、代表理事の承認の上、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムを活用し、社員総会とその決議に参加することができる。

(議決権)

第13条 正会員は、各1個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時
 - (2) 全出席者名
 - (3) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した正会員1名以上がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、必要に応じて法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、代表理事が作成し、定時社員総会において承認を受けるものとする。

2 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、臨時社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

第6章 解散

(解散)

第25条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第26条 この法人が解散したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	大岩功 中山真 樋田碧子
設立時代表理事	大岩功
設立時監事	樋田翔

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 岡山県真庭市蒜山別所 171 番地 1

設立時社員 大岩功

住所 ●●●●●

設立時社員 中山真

住所 ●●●●●

設立時社員 樋田碧子

場所 ●●●●●

設立時社員 樋田翔

(設立時の主たる事務所)

第30条 当法人の設立時の主たる事務所の所在地は次の通りとする。

住所 岡山県真庭市蒜山別所 171 番地 1

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人はにわの森設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年3月8日

設立時社員 大岩功

設立時社員 中山真

設立時社員 樋田碧子

設立時社員 樋田翔